

件名:新型コロナウイルスに関する注意喚起(マハーラーシュトラ州入境に関する検疫措置)(2021年12月2日)

#### 【ポイント】

- 指定国を除いた全ての国際線渡航者でマハーラーシュトラ州へ入境する者は、日本からの入国者を含み、引き続き14日間の自己観察措置となりました。
- 国内線にて他の州からマハーラーシュトラ州へ入境する場合には、ワクチン接種証明証もしくは、到着前72時間以内を取得したPCR検査陰性証明が必要となります。

#### 【本文】

1 12月2日、マハーラーシュトラ州政府は、新型コロナウイルス感染症におけるオミクロン株感染拡大への対応として、国際線及び国内線旅客がマハーラーシュトラ州に入境する場合の検疫措置について、以下2のとおり実施すると発表しました。

2 マハーラーシュトラ州政府は、「リスクが高いと考えられる国」として、南アフリカ、ボツワナ及びジンバブエ(12月2日現在)を指定し、同国から入国、もしくは渡航前過去15日以内に指定国に滞在した者については、空港到着後にPCR検査を実施、7日間の施設隔離とする。7日目に再度PCR検査を実施後、陰性であった場合には以後7日間の自宅隔離とする。

3 上記以外の国からの入国者については、インド政府の水際措置(到着便から2%の乗客を無作為に抽出し、PCR検査を実施)に従い、入国後は14日間の自己観察措置となります。日本からの渡航者については、引き続き入国後14日間の自己観察措置となります。

4 国内線でマハーラーシュトラ州へ入境する場合には、ワクチン接種証明もしくは到着前72時間以内を取得したPCR検査陰性証明が必要となります。

#### 【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話(91-22)2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>